別紙

御意見	御意見に対する回答
人種・民族差別的な改悪に、断固 反対する。 動物の取り扱いと 国籍に、一体 何の関係が有るのか? 国は 戸籍法を理由に 次々改定をしようと試みているが、そもそもの戸籍法改定が 憲法・国連憲章に反する 人種差別ではないか。 こんな事をしても、後の再修正に追われるだけだ。 やめるべき。	これまでも、愛玩動物看護師法施行規則に基づき、日本国籍を有しない者については、愛玩動物看護師名簿等に、本籍地都道府県名に代えて国籍を記載しています。今回の改正は国籍に加え一定の地域の記載をすることとするものです。 戸籍法については、今回の意見・情報募集の範囲に含まれておりませんので、同法に係る御意見につきましてはお答えを差し控えます。
外国人へ対する差別を増長させるから、やるべきではありません。他国で住んでいる日本人が、他国でそういう扱いをされても構わない、ということなのでしょうか	
国籍を指定する必要性が感じられません	